

工事特記仕様書

★本仕様書は筑紫野市 建設部 建築課 発注の営繕工事に適用する。

1. 優先順位

- ①質疑回答書（質疑がある場合）
- ②工事特記仕様書
- ③図面
- ④公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
（令和7年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑤公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
（令和7年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑥工事監理指針（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）
（令和7年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑦建築改修工事監理指針（令和7年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

なお、図面と一緒に配付した設計数量内訳書等は参考資料とし、契約変更の対象とはならない。

2. 建設業退職金共済制度について（予定価格200万円超）

着手届の提出までに、「建設業退職金共済組合掛金報告書」により掛金収納書を提出すること。また、完了届提出時に、「共済証紙配布先報告書」により証紙使用状況を報告すること。この建退共制度は、工事現場で建退共の被共済者を雇用したとき、すべて適用することになっている。今回の契約工事現場において、全ての労働者が建退共共済制度適用外の場合は、「建設業退職金共済組合証紙を購入しない理由書」を作成し、履行期間内に提出すること。

3. 実施工程表について（予定価格200万円超）

工事の着工に先立ち実施工程表を作成し、監督職員及び工事監理者の承諾を得ること。作成にあたっては、敷地内に学校その他公共施設等がある場合は、その施設管理者と事前に十分協議を行い、特に次のことに注意して作成すること。

- ①騒音、振動のある工事の工程
- ②工事車両が頻繁に出入りする工事の工程
- ③工事区域内外において断水、停電等の必要がある工事の工程

4. 使用材料等承認願について（予定価格200万円超）

工事に使用する材料、製品等については「使用材料承認願」を3部（内訳：正→市 副→工事監理者 控→受注者）作成し、工事監理者と事前協議の上、監督職員の承認後に施工、製作及び発注すること。工場製作品（建具、家具等）については「施工図」等を、設備機器（空調機、照明器具、衛生器具等）については「カタログ」または「部品寸法及び性能を表示した承認図」等を添付すること。

5. 工事に伴う廃材ガラ等の処理について

工事に伴う廃材、ガラ等の処理については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）等関係諸法を遵守して行い、施工に先立ち、受け入れ条件等を確認し監督職員に報告すること。また、産業廃棄物管理表（マニフェスト原本）のすべてについて監督職員の確認を受け、A表とE表のみA4サイズに縮小コピーし、「集計表」を付けて提出すること。

6. 工事実績情報サービス（CORINS）について

請負者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に、Web上で工事実績データの作成・登録を行い、作成した内容について「登録のための確認のお願い」により監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録手続きをしなければならない。また、登録後は登録期間発行の「登録内容確認書」の写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。

7. 完成時の提出図書等について（事前に監督職員と協議のこと）

- ①完了届
- ②請求書（契約保証が保証金時は別に1枚）
- ③竣工図（打合わせによる）
 - 原図サイズ青焼き製本2部（同一敷地内別途工事とは合本すること）
 - A3縮小版青焼き製本2部
 - A3縮小版第2原図（マイラーベース、ポリエステル系）1部
- ④品質管理資料（コンクリート強度試験結果等各種試験結果表）
- ⑤出来型管理資料（各種測定結果表等）
- ⑥工程管理資料（当初工程表に実施を朱書きしたもの）
- ⑦各種保証書
- ⑧取扱説明書
- ⑨工事写真
- ⑩施工図
- ⑪各種検査済書
- ⑫備品・鍵引渡書
- ⑬その他監督職員が指示したもの

8. 工事中の災害防止について

施工期間中は、関係法令を遵守し、災害の防止に努めること。

9. 既存施設の破損防止について

着手前に、監督職員、工事監理者及び施設管理者立会いのうえ、写真等により現況を把握し、既存施設の被害及び道路等の破損防止に努めること。もし、被害等を与えた場合は、受注者負担によりすみやかに原型復旧すること。

10. 交通安全対策等について

公道の工事用車両出入口部分の一般通行者に対する安全対策及び清掃に十分配慮すること。また、動線が交差する箇所においては、最徐行すること。工事関係者（下請・納入業者等）に対しても交通安全対策を徹底すること。

11. 騒音等について

工事の施工に伴って発生する騒音、振動、塵埃等については、着手前に関係官庁の指導と許可を受けること。また、周辺住民の生活環境を損なうことのないよう充分注意するとともに、工事工程等を監督職員と十分協議し支障がないようにすること。

12. 建設工事中の火災保険等について（予定価格200万円超）

工事請負契約約款第58条による工事目的物及び工事材料等を火災保険、建設工事保険その他の保険に付さなければならないもの及び始期と終期は次のとおりとする。なお、本工事においては、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

保険対象物	保険対象金額	始 期	終 期	備 考
工事目的物、工事材料及び支給材料	特殊基礎工事を除く請負金額	着工時	竣工検査の日から1か月後まで	

13. 工事用水及び工事用電力について

原則として臨時に引き込むものとし、使用料等はすべて受注者の負担とする。ただし、やむを得ない場合に限り施設管理者及び監督職員の承諾を得て既存施設を利用することができる。その場合の工事用水及び仮設電力ともメーター等を設置し、料金精算に支障のないよう適切な措置をとること。特に工事用水については、必要最小限の使用にとどめ、雑用洗浄水等は再利用するなど節水に努めること。

14. 敷地測量・建物の配置について

着工に先立ち、現場の平板測量及び高低差、敷地内の障害物の調査を行うこと。設計図書に基づいて縄張りを行い、監督職員の承認を得ること。また、排水勾配、床高等を考慮して、監督職員の指示によりG L（基準地盤面）を決定すること。

15. 有機溶剤の保管について

青少年非行防止の観点等からシンナー等の有機溶剤の保管管理については、保管を厳重に行い盗難防止に努めること。

16. 事前調査等について

工事の施工にあたっては、工事箇所並びにその周辺にある土地、地下の既設構造物及び既設配管等に対して支障を来さないような施工方法等を定めること。また、必要により地下水調査及び電波障害調査等を事前に実施し、報告書を監督職員に提出すること。なお、新築及び増改築を行う工事については建築物の最高高さが10mを超える場合においては「筑紫野市開発等整備要綱」に該当するため、電波障害調査は必ず実施すること。

17. 別契約の関連工事について

本工事とは別に発注される別途工事がある場合については（分離発注）、十分協議を行い、お互いの工事に支障のないように努めること。また、関連建設工事安全協議会を組織して、工事区域内における災害事故等の防止及び円滑なる工事の推進を図るために運営すること。なお、この協議会の会長及び副会長は、請負金額上位の2者とする。

また、労働安全衛生法第30条第2項に基づく総括安全衛生管理を講ずべき者については、請負金額が最上位の者とする。

・ 筑紫南中学校屋内運動場防球格子設置工事

・ 筑紫南中学校武道場空調設備設置工事

18. 仮設計画書等の提出承認について（予定価格200万円超）

工事に必要な仮設施設（監督職員詰所・現場員詰所・現場倉庫・労務員休憩所・仮設便所・仮囲い・工事用進入経路等）の位置・規模等を表記した仮設計画書及び施工計画書（総合施工計画書・施工要領書等）を提出し、監督職員の承認を得ること。

19. 質疑について

入札仕様書等で質疑がある場合については、特に指示のない限り入札日の3日前までに質疑書を提出のこと。質疑書の様式については、筑紫野市のホームページよりダウンロードすること。

20. 材料及び工法の同等品について

①同等品の定義

同等品とは、設計仕様で示したメーカー・型番・規格・品質の材料のほか、それと同等以上の材料であるものとする。

②同等品の選定

設計仕様とは異なる同等品を選定し入札に参加する場合は、事前に同等品か否かを建築課に確認すること。

③同等品の確認方法

確認方法については、特に指示のない限り入札日の3日前までに同等品の掲載されたカタログ・価格等の資料（コピー可）を添付して質疑書として提出すること。

④同等品の可否決定の通知

同等品の可否については全ての入札参加業者に質疑回答書にて通知する。

※一般競争入札においては、「入札説明書」第10項（仕様書等に関する質問）の記載に従うこととし、材料の同等品については上記の方法と同じとする。

2 1. 設計変更について

施工上の納り、分別解体等の方法、解体工事に要する費用その他により設計内容を変更する場合は、監督職員及び工事監理者と事前に十分協議を行い、必ず承認を得ること。ただし、軽微なものについてはこの限りではない。

2 2. 石綿含有建材の使用の有無の事前調査等について

建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事を行う元請業者（発注者から直接建設工事を請け負った者）は、石綿障害予防規則第3条及び大気汚染防止法第18条の15の規定により、あらかじめ当該建築物等について、石綿等の使用の有無を調査（事前調査及び分析調査）して、その調査結果等を福岡中央労働基準監督署長及び福岡県知事に報告しなければならない。また、その調査結果等の記録を工事終了後3年間保存しなければならない。

以下の事前調査結果等の報告が必要な建設工事に該当する場合は、石綿事前調査結果報告システムにより、福岡中央労働基準監督署長及び福岡県知事に報告すること。（※1）なお、石綿障害予防規則第4条の2様式第1号「事前調査結果等報告」についての「建築物、工作物又は船舶の新築工事の着工日」及び大気汚染防止法第18条の15様式第3の4「事前調査結果報告書」についての「建築物等の設置の工事に着手した年月日」については、必ず事前に監督職員に確認すること。

- ①建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該工事の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるもの。
- ②建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金（※2）の合計額が100万円以上であるもの。
- ③工作物（※3）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの。

※1：詳細については「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html」を参照。

※2：請負金額の合計額は、材料費を含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含まないが、消費税は含む。

※3：対象となる工作物は「令和2年10月7日環境省告示第77号」を参照。

2 3. 「入札仕様書：金抜工事内訳書記載の「契約保証費」について

本市採用の国土交通省官庁営繕部制定官庁施設営繕実施時の基準「公共建築工事共通費積算基準」による一般管理費等のうち契約保証費（契約の保証に必要な経費）算定において、発注者が地方自治法第234条の2第2項の契約保証金をして金銭的保証を必要とする場合に該当するため当該一般管理費等に加算するものです。（関係条文：筑紫野市契約規則第34条・工事請負契約約款第4条）

24. 施工期間は、令和8年12月1日から令和8年12月31日までとする。ただし、屋外は監督員と協議のうえで、期間外の施工も可能とする。

その他これに記載していない事項については、監督職員と協議すること。